

大仙市条例第41号

大仙市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例

令和元年9月27日公布

大仙市建築基準法関係手数料条例（平成21年大仙市条例第82号）の一部を次のように改正する。

別表中13の項を14の項とし、12の項を13の項とし、11の部を12の部とし、10の部中「法第86条の8第1項」の次に「若しくは第87条の2第1項」を加え、「同条第3項」を「法第86条の8第3項（法第87条の2第2項において準用する場合を含む。）」に改め、同部を同表11の部とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の部を8の部とし、6の部を7の部とし、5の部を6の部とし、4の部中「仮設建築物の建築」を「仮設興行場等の建築又は法第87条の3第5項の規定による建築物の用途を変更して興行場等として使用すること」に、「延べ面積」を「床面積の合計」に改め、同部を同表5の部とし、3の項を4の項とし、2の部の次に次の1項を加える。

3	法第12条第8項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）に規定する台帳の記載事項を証する書面の交付の申請	400円
---	--	------

別表備考3中「2の項」を「2の部」に改め、同表備考4を次のように改める。

4 5の部の床面積の合計は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を建築する場合 当該建築に係る部分の床面積
- (2) 建築物の用途を変更する場合 当該用途の変更に係る部分の床面積

別表備考に次のように加える。

5 11の部の床面積の合計は、当該2以上の工事について、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める床面積について算定する。

- (1) 建築物を増築し、又は改築する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該増築又は改築に係る部分の床面積
- (2) 全体計画の変更をして建築物を増築し、又は改築する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1（床面積の増加する部分にあつては、当該増加する部分の床面積）
- (3) 建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合（次号に掲げる場合を除く。） 当該修繕、模様替又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1

- (4) 全体計画の変更をして建築物の大規模の修繕若しくは大規模の模様替をし、又はその用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。